

米沢市内の 放課後児童クラブ利用案内



この「利用案内」には、各放課後児童クラブの利用に関わる重要な事項が記載されていますので、必ずお読みください。また、各放課後児童クラブの入所説明会などの際にも必ずお持ちいただき、その後は、大切に保管してください。

このチラシに関するお問合せ
米沢市子育て支援課施設担当
住 所：米沢市金池 5-2-25
電 話：0238-22-5111（代表）

1 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、学校から帰宅しても保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」を実施するところです。異年齢児が集団で生活する中で子どもの個性を大切にし、基本的な生活習慣の確立や遊びのサポートをします。

2 運営者や職員について

米沢市内の放課後児童クラブは、市の委託を受けて、主にNPO法人、放課後児童クラブ運営委員会、米沢市社会福祉協議会などが設置・運営しています。

「放課後児童支援員」は山形県が認定する資格で、保育士、教諭資格を持つ者、規定の実務経験を有する者等、一定の要件を満たすものが山形県の実施する放課後児童支援員認定資格研修を受講し、所定の科目を終了した場合に認定されます。

3 利用できる児童

小学校に就学している児童（1～6年生）で、次ページの「支援を必要とする事由」に該当し、家庭における保育が困難な場合です。

4 利用できる放課後児童クラブ

利用できる放課後児童クラブは、通学している学区内に開設されているクラブです。

5 利用申込から利用開始までの主な流れ

- ・利用申込・問合せは、通学する学区の各放課後児童クラブです。
- ・具体的な申込時期等については、各クラブへお問合せください。
 - ① 各クラブで入所説明会（秋頃から、各クラブで適宜実施）
※年度途中からの利用の場合は、随時、各クラブへお問合せください。
 - ② 保護者から各クラブへ利用申込の必要書類（次ページの提出書類を含む）を提出
 - ③ 各クラブで利用についての審査
※提出された書類に基づき、支援を必要とする事由に該当するか否かを各クラブにおいて判断し、そのクラブが利用の決定をします。
 - ④ 各クラブから保護者へ利用決定のご連絡

6 災害時や感染症発生時の対応について

災害時や感染症発生時には、災害時の被災防止又は被害の軽減、感染症の拡大防止など、児童の安全・安心のための措置をとることとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

7 その他

放課後児童クラブについて、不安なこと心配なことがある時は、まずは各クラブの職員や相談窓口に相談してください。

支援を必要とする事由及び提出書類

通年・長期休暇等利用の場合

支援を必要とする事由	内 容	提出書類
(1)就労等	児童の保護者が家庭の内外で仕事をすることにより、その児童の保育ができない場合 就労等の理由で、既に放課後児童クラブを利用している児童の保護者が育児休業を取得する場合（育児休業事由での新規入所はできません）	<p>【会社等にお勤めの方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書（市様式） ※勤務先で記入してもらい、クラブに提出してください。 ※契約期間がある場合は、契約期間ごとに就労証明書を提出してください。 <p>【自営業・農業の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書（市様式） ※経営者本人の場合はご自身で御記入してください。 ・確定申告書か市税申告書または源泉徴収票の写し ※就労証明書月日時点で最新の年分を提出してください
(2)妊娠・出産	児童の保護者が出産前後期間中のため、その児童の保育ができない場合 ※「出産前後期間中」：出産予定日前8週に当たる日から出産日後8週に当たる日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の写し ※出産予定日が書いてあるところをコピーしてください。
(3)疾病・障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるため、その児童の保育ができない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書（市様式） ※市様式の「診断書」に通院している病院で記入してもらい、提出してください。
(4)介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や病人、看護が必要な兄弟姉妹等があり、保護者が介護、看護にあっているため、その児童の保育ができない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書（市様式）など ※市様式の「診断書」か、介護保険被保険者証の写し、又は介護保険資格者証の写し
(5) 就学	児童の保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、その児童の保育ができない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「在学証明書」及び「授業日数や時間・期間が分かるものの写し」 ※職業訓練校に在学の方は、期間など内容のわかる書類（コピー可）を添付してください。
(6) その他、保護者が児童を保育できない特別な理由がある場合	上のほか、上の支援の必要性に類するものとして、保護者が児童を保育できない特別な理由がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当該理由が確認できる書類 ※児童を保育できない状況がわかるような各種証明書類

※診断書、在学証明書等の証明書は、証明書発行先で有料となる場合がありますのでご注意ください。

一時的な預かりの場合

一時的にその児童の保育ができないため、放課後児童健全育成事業における支援の必要性がある児童について、一時的に預かりを行います。

支援を必要とする事由	添付書類
一時的な通院、一時的な家族の通院付添い 学校行事等の出席、冠婚葬祭、就職面接	診察予約票の写し、領収書の写し、診断書等 案内文書の写し、面接通知の写し等